平成２１年（フ）第６２８９号
大阪市住之江区南港中２丁目３番11―121号
債務者　西本惠美子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２９０号
大阪府東大阪市荒本西４丁目４番27号　ランドレディ長田403号
債務者　井上　清次
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３０１号
大阪府吹田市江坂町３丁目４番48―403号
債務者　木下智偉こと　田　　智偉
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７号
盛岡市東見前６地割79番地１　サンキャッスルＳ・Ⅱ―203号
債務者　川村　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５４０号
盛岡市上堂１丁目４番22号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字上矢次第６地割62番地２
債務者　吹田比呂子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５０号
岩手県花巻市十二丁目543番地１
債務者　伊藤　　直
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５３号
福島県会津若松市桜町25番地の２、前住所三重県四日市市野田１丁目１番10号
債務者　福島　行成
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
沖縄県那覇市字国場430番地１　上原アパート301
債務者　大城　優樹
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２３３号
沖縄県中頭郡西原町字我謝810番地　平良貸家Ｂ―２
債務者　又吉千恵子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１６９３号
名古屋市瑞穂区桃園町３番11号　宝マンション堀田ソレアード911号
債務者　蜂矢　倫之
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９９８号
名古屋市北区長喜町３丁目21番地の１　宝マンション東志賀705号
債務者　橋本　典子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９９９号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平坪10番地桶狭間荘10棟810号
債務者　中村　美穂
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５９５号
大阪市西淀川区佃５丁目12番５―902号
債務者　尾﨑　　守
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２４０号
大阪府門真市速見町10番７―101号
債務者　村上　綾子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１３号
沖縄県浦添市勢理客１丁目３番７号
債務者　山城　盛達
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１６７号
沖縄県浦添市宮城４丁目９番15号
債務者　金城　理美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２１１号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目12番６号　宮城アパート401
債務者　下里　康枝
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部